

伊予市敬老事業費補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日

伊予市告示第 170 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が自ら実施する敬老事業に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 敬老対象者 事業実施年度の 8 月 1 日時点において、市内に住所を有する 75 歳以上の者（同日から翌年の 4 月 1 日までに 75 歳に達する者を含む。）をいう。
- (2) 米寿対象者 敬老対象者のうち、事業実施年度の 8 月 1 日時点において、市内に住所を有する者で、同日が属する年の 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに 87 歳に達するものをいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、広報区、広報委員区その他市長が適当と認める団体とする。

(補助事業)

第 4 条 補助事業は、次の各号に掲げる敬老事業とし、その内容は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 敬老会実施事業 敬老会（敬老対象者を会場に招き長寿を祝うための催しをいう。以下同じ。）を実施する事業
- (2) 敬老記念品贈呈事業 敬老会を実施せず、敬老対象者に記念品（配布用の弁当等を含む。）を贈呈する事業
- (3) 米寿祝い事業 米寿対象者を祝うために実施する事業

2 補助事業者は、前項各号に掲げる敬老事業のいずれか 1 つを選択し実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号又は第 2 号の事業を実施する場

合で、敬老対象者に米寿対象者が含まれるときは、当該事業の実施年度において同項第 3 号の事業を重複して実施することができる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 5 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前条第 3 項の規定により事業を重複して実施する場合における補助金の額は、別表に定める当該実施する事業に係る補助金の額の合計とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号に必要書類を添えて行うものとする。

2 補助金の交付申請は、1 年度につき 1 回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第 8 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、内容等の変更にあつては様式第 3 号により、中止又は廃止にあつては様式第 4 号により行うものとする。ただし、内容等の変更にあつては、補助金の額の増減を伴わない軽微な変更をしようとするときは、承認を要しない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条に規定する報告は、様式第 5 号により行うものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 6 号により、概算払にあつては様式第 7 号により行うものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額
敬老会実施事業	1 敬老会の開催に要する経費 (1) 会場使用料、賃借料 (2) 飲食費 (3) 謝金 (4) 郵送料 (5) その他市長が認める経費 2 敬老対象者へ提供する物品等の購入に要する経費 (1) 記念品購入費 (2) その他市長が認める経費	敬老対象者の人数に 2,000 円を乗じて得た額を上限とする。
敬老記念品贈呈事業	敬老対象者へ提供する物品等の購入に要する経費 (1) 記念品購入費（配布用の弁当等の購入費を含む。） (2) 郵送料 (3) その他市長が認める経費	敬老対象者の人数に 1,000 円を乗じて得た額を上限とする。
米寿祝い事業	1 敬老会の開催に要する経費 (1) 会場使用料、賃借料 (2) 飲食費 (3) 謝金 (4) 郵送料 (5) その他市長が認める経費 2 米寿対象者へ提供する物品等の購入に要する経費 (1) 記念品購入費（配布用の弁当等の購入費を含む。） (2) 郵送料 (3) その他市長が認める経費	米寿対象者の人数に 3,200 円を乗じて得た額を上限とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

伊予市敬老事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

申請者

代表者名

下記のとおり敬老事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業計画

実施年月日	年 月 日
開催場所	

（※実施事業に☑）

補助事業	実施内容（具体的に記入）	対象者数
☐ 敬老会実施事業		人
☐ 敬老記念品贈呈事業		人
☐ 米寿祝い事業		人

3 収支予算

(収入)

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金（敬老会 or 記念品）		
市補助金（米寿祝い）		
合 計		

(支出)

(単位：円)

区 分	予算額	負担区分		備 考
		市	その他	
(敬老会 or 記念品)				
(米寿祝い)				
合 計				

様式第 2 号（第 7 条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

伊予市敬老事業費補助金交付決定通知書

団体等名

代表者名 様

伊予市長 印

年 月 日付けで申請のあった、伊予市敬老事業費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号）及び伊予市敬老事業費補助金交付要綱（令和 年伊予市告示第 号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

伊予市敬老事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

申請者

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定の通知があった伊予市敬老事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、その承認を申請します。

記

1 補助金申請額 変更前（ 円）
変更後 円

2 事業計画（※変更前と変更後を比較対照できるように、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。）

実施年月日	年 月 日
開催場所	

（※実施事業に☑）

補助事業	実施内容（具体的に記入）	対象者数
☐ 敬老会実施事業		人
☐ 敬老記念品贈呈事業		人
☐ 米寿祝い事業		人

3 収支予算（※変更前と変更後を比較対照できるように、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。）

（収入）

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
市補助金（敬老会 or 記念品）		
市補助金（米寿祝い）		
合 計		

（支出）

（単位：円）

区 分	予算額	負担区分		備 考
		市	その他	
（敬老会 or 記念品）				
（米寿祝い）				
合 計				

様式第 4 号（第 8 条関係）

伊予市敬老事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

申請者

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定の通知があった伊予市敬老事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

伊予市敬老事業実績報告書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定の通知があった伊予市敬老事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

開催年月日	年 月 日	開催場所	
参 加 者	名（内 米寿対象者 名） その他 名 合計 名		
区 分	決算額（円）		説 明
（敬老会 or 記念品）			
（米寿祝い）			
合 計			

添付資料

- 1 経費の内訳及び支払の確認ができる領収書等の写し
- 2 事業を実施したことが分かる記録写真
- 3 伊予市敬老事業費補助金精算払請求書（様式第 6 号）

様式第 6 号（第 10 条関係）

伊予市敬老事業費補助金精算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定の通知
があった伊予市敬老事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

総 事 業 費	交付決定通知額 A	概算払受領済額 B	今回請求額 A - B
円	円	円	円

様式第 7 号（第 10 条関係）

伊予市敬老事業費補助金概算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定の通知
があった伊予市敬老事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

総事業費	交付決定通知額 A	概算払受領済額 B	今回請求額 C	残 額 A - (B + C)
円	円	円	円	円